

練馬区災害薬事コーディネーターの設置に関する取扱要綱（案）

令和 6 年 4 月 日
5 練 健 地 第 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、練馬区地域防災計画に基づく練馬区災害薬事コーディネーター（以下「区薬事コーディネーター」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

（職務）

第 2 条 区薬事コーディネーターは、地震等大規模災害時において、練馬区災害医療コーディネーター（以下「区医療コーディネーター」という。）を補助し、練馬区内の災害医療に関する次の職務を行う。

- (1) 医療救護所において必要となる医薬品等の管理及び需給状況の把握に関すること。
- (2) 医療救護所に派遣される薬剤師班の差配又は支援要請の取扱いに関すること。
- (3) 区および区医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (4) 薬事関係者の状況把握および調整に関すること。
- (5) その他薬事に関すること。

（委嘱）

第 3 条 区長は、薬剤師が所属する団体に対し、薬事コーディネーターの推薦を依頼する。

2 区薬事コーディネーターは、災害薬事及び地域事情に精通し、区薬事コーディネーターとしてふさわしい行動をすることができる者として推薦された薬剤師のうちから、区長が委嘱する。

（定数）

第 4 条 区薬事コーディネーターの定数は、3名とする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（任期）

第 5 条 区薬事コーディネーターの任期は、選出した日から、同日の属する翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

2 コーディネーターに欠員が生じた場合、後任のコーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

（身分）

第 6 条 第 3 条に基づき委嘱された区薬事コーディネーターは、当該区薬事コーディネーターが所属する団体において定めた身分を、引き続き有するものとする。

（参集）

第7条 区薬事コーディネーターは、大規模災害の発生時に、区長の要請に基づき参集する。

2 区薬事コーディネーターは、練馬区内で震度6弱以上が観測された場合は、前項の規定にかかわらず、参集する。

3 区薬事コーディネーターは、練馬区地域防災計画に基づき設置される練馬区災害対策健康部に参集する。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和6年4月●日から施行する。